

【論文】

## 近世本願寺正嫡論の構造

川端 泰幸

### はじめに

本論文は、近世初期において東西本願寺双方が展開した正嫡論争をめぐる著作類を整理し、正嫡論争の焦点がどこにあったのか、東西本願寺がそれぞれにいかなる正統性を主張しようとしたのかを西本願寺系統の『表裏問答』、および本願寺の学僧で、初代講師に位置づけられる恵空の著作『集古雜編』を主たる素材として検討するものである<sup>1</sup>。

そもそもこの問題は、本願寺第十一代顕如（天文十二年〓一五四三〓文禄元年〓一五九二）の後継をめぐる事態に端を発している。文禄元年（一五九二）、顕如が遷化すると、長男教如（永禄元年〓一五五八〓慶長十九年〓一六一四）が、本願寺第十二代を継職した。ところが翌年、当時の天下人であった豊臣秀吉の突然の命令によって隠退を余儀なくされるという事件が起こる。秀吉は、教如の隠退と、顕如三男准如（天正五年〓一五七七〓寛永七年〓一六三〇）の継職を命じ、本願寺十二代は当時十七歳の准如に譲り渡されたのである。以後、十年近くの隠退期間を経て、慶長七年（一六〇二）、徳川家康から烏丸六条と七条の間に寺地寄進を受けた教如は、新たに本願寺（東本願寺）を別立し、ここに東西両本願寺教団が並び立つようになった。そのような中で登場するのが、双方が主張する正嫡論争なのである。

東西正嫡をめぐる論争は、近世以来、近代・現代に至るまで、特に歴史的な経緯の考察をもとに盛んに行われてきた。

特にその主要な論点となっているのは、顕如が天正十五年（一五八七）、得度前の准如（幼名「阿茶」宛て）に書き与えたという譲状の真偽問題である。近世の著作類でもその真偽が論じられているが、近代には仏教史学者の辻善之助氏が偽作であると断じ、多くの研究で偽作説が支持されてきた。しかし、近年になって、金龍静氏が譲状および顕如文書の花押や筆跡などを比較検討して、真作であるとの見解を提示した。またこれに対して上場顕雄氏による反論も行われている状況にある。

近世以来、現代に至るまで続く正嫡論争（もちろん現代では正嫡そのものというより、譲状の真偽が論点）であるが、本論文では一旦譲状の真偽や正嫡の問題を横に措いて、近世における正嫡論争がいかなる構造によって成り立っており、いかなる特質を有していたのかを分析したい。譲状の真偽、正統性の帰属を論じることよりも、論争が行われはじめた近世社会において、いかなる認識を東西本願寺双方、あるいはこの論争に関わった人々が有していたのかを明らかにすることで、当該期の両教団が抱えていた課題などが見えてくると考えるからである。

東西正嫡論争に関わる著作類は、ほぼどれも由緒書の要素を色濃く持っている。歴史を叙述する中でみずからの教団の正統性を示そうとしているのである。真宗寺院の由緒書については塩谷菊美氏や青木馨氏による研究がなされており、由緒書そのものの中に託された当該期の人々の思惟を読み解くことの可能性が提起されている。こうした視座に学びつつ、正嫡論争の構造と、当該期の人々の思惟に迫ってみたい。

## 第一章 東西本願寺正嫡をめぐる著作

### 第一節 初期の東本願寺正嫡説―太田牛一著『嫡庶問答』

まず第一章では、東西本願寺正嫡論争に関わる代表的な著作類を整理しておきたい。特に第一節ではまとまった著作として早い段階に制作された『嫡庶問答』を取り上げる。大谷大学博物館に写本が所蔵されており、その奥書の部分に「慶

長拾六年二月八日二書 大田和泉」とある。これまで、この史料そのものが研究対象として取り上げられたことはない。慶長十六年（一六一一）という年は、教如五十五歳で存生中である。東西本願寺が別立して、八年後にあたり、まだ別立をめぐる僧俗の帰趨が安定していない時期でもあった。そのような早い時期に著されたものとして注目すべきものである。作者の「大田和泉」は、戦国期から近世にかけて生きた武将であり、軍記作者でもあった太田和泉守牛一である。牛一の没年は不明であるが、慶長十六年段階でも高齢ながら生きていた可能性は十分にある。もとは尾張国出身の武士で織田信長の側近として仕えた人物であるとともに、秀吉・秀頼の二代にも仕えて、数々の著作を著したことも知られる。特に有名なのは信長一代記ともいべき『信長記』（『信長公記』）や、秀吉の活躍を描いた『大かうさまくんきのうち』などであろう。

牛一と東本願寺あるいは教如とのつながりについて、明確に知ることのできる史料は現在のところないが、大谷大学博物館蔵の「太田和泉綴之／天正八年庚辰八月二日／新門跡大坂退散之次第」（／は改行を示す）という書き出しから始まる「教如上人太坂御退散之記」（以下「退散記」とする）がある。奥書もあるが花押などはなく、写しであることが知られる。実はこの「退散記」は、『信長記』巻十三の「大坂退散の事」、「宇治橋御見物の事」などと重複する内容が記されており、一見すると『信長記』の抄出と思われるのであるが、かなり違う部分も多くあり、何より信長死後、羽柴秀吉による天正十三年（一五八五）の紀州根来・雑賀の一揆攻めの叙述もなされている。このことからすると、「退散記」が先行して成立しており、それが後に『信長記』に編み直されたという可能性もあろう。ここで、少し奥書に注目してみたい。

〔教如上人太坂御退散之記 奥書〕

此一卷太田和泉守牛一、丁亥ニテ／八十三歳、生国尾張国春日郡山田庄安食住人、頽齡已ニ縮テ拭ニイ渋眼雖尋老

眼通路、不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>愚案<sub>一</sub>、心之浮所、染<sub>二</sub>禿筆<sub>一</sub>畢ヌ、予每篇日記ノ次テニ書載スルモノ自然ニ成集ト也、曾非<sub>二</sub>私作私語<sub>一</sub>、直<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>有<sub>コトヲ</sub>、不<sub>レ</sub>添<sub>レ</sub>無<sub>コトヲ</sub>、儻一点書<sub>レ</sub>虚則ノ天道如何ン、見<sub>ン</sub>人者畜令<sub>ニ</sub>シテ一笑<sub>ヲ</sub>見<sub>レ</sub>実ソ、

自元

内大臣信長公ノ臣下也、其後ノ大閤秀吉公臣下ノ今ハ右大臣秀頼公臣下也、大御所様家康公、関白秀次公、

五代之軍記如<sub>レ</sub>此、且世間之笑草綴置者也、

慶長十四己酉年正月吉日

太田和泉八十三歳

この奥書と似た奥書が、池田家本『信長紀』卷十三に見られる。

〔池田家本『信長紀』卷十三 奥書〕

一卷、太田和泉守牛一、生国尾張国春日郡安食住人、頽齡已<sub>レ</sub>縮、拭<sub>二</sub>洪<sub>一</sub>マ、雖<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>老眼之通路<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>愚案<sub>一</sub>マ、心緒浮所、染<sub>二</sub>禿筆<sub>一</sub>訖、予每篇日記之次<sub>イテ</sub>ニ書載<sub>スルモノ</sub>ノ自然成<sub>レ</sub>集ト也、曾非<sub>二</sub>私作私語<sub>一</sub>ニ、直<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>有<sub>コトヲ</sub>、不<sub>レ</sub>添<sub>レ</sub>無<sub>コトヲ</sub>、儻一点書<sub>レ</sub>虚則<sub>シハ</sub>ノ天道如何<sub>ン</sub>、見<sub>ン</sub>人者畜<sub>一</sub>一笑<sub>ヲ</sub>令<sub>下</sub>シメ玉<sub>ハ</sub>一笑<sub>ヲ</sub>見<sub>上</sub>レ<sub>レ</sub>実<sub>ヲ</sub>、

慶長十伍二月廿三日

太田和泉守

牛一(花押)

丁亥八十三歳<sup>10</sup>

ほぼ同じ内容であるが、年齢が奥書本文にあるか、署判の後にあるかなどの違いや、後半部分の歴代の主人を記す部分が「退散記」にしかないなどの違いがある。この史料に注目した金子拓氏は「信長記」には独立して存在する異本群<sup>11</sup>があつて、この教如の「退散記」もその一つであるとす。

金子氏の指摘に従うならば、『信長記』にも採録されているが、この「退散記」はそれだけで独立する一つの著作といふことにもなる。そのような眼差しで見ると、信長一代記としての内容としては違和感のある表現がある。

……爰に一流水上之 御堂をとくくと建立し、前にハ湛池水一蓮託生之道を生し、後ニハ弘誓の舟をうかべ、仏前に輝シ光明利釵即是の名号は、煩惱賊の治怨敵ヲ、仏法繁昌之靈地に在家を立、覺ラカを並、繼ヒ軒ヲ福裕之爐厚、偏ク此法を尊ミ、遠国彼島より日夜朝暮仏詣之輩道に絶す、家門長久之処に、不レ思天魔之所為来て、信長公一手、野田・福嶋御取詰候、彼表落去候ハ、本願寺手前之義と存知、長袖之身ながら背ニ「仏意冥慮」、挟ニ「僻案」、企ニ「敵対」動ニ「干戈」、一揆令ニ「蜂起」通路不レ直之処……

これは「退散記」の一文である。『信長記』の卷十三「宇治橋御見物の事」にも同様の内容が載せられるが「背ニ「仏意冥慮」、挟ニ「僻案」、企ニ「敵対」動ニ「干戈」」などの一文がないなどの異同がある。ここでは、大坂本願寺の「仏法繁昌」のあり様を称えるかのような表現がなされており、「長袖之身」すなわち武を本とする武士ではない僧侶の身でありながら、「仏意冥慮」に背き、「僻案」を挟んで、「敵対」して「干戈」を動かしたとしている。仏意に背いたということや、敵対したという事実については批判的な言辞であるが、「彼の表落居候わば、本願寺手前の儀と存じ」と、信長の軍事行動によつて、大坂本願寺近辺の野田・福嶋が陥落すれば、本願寺にもその火の手が及ぶと考え、いたしかたなく蜂起せざるをえなかつたとも読めるのである。つまり、このような表現を見ると、「退散記」はそもそも本願寺を主体として記されたもの

であるという性格をもつとも考えられるのである。

こうした著作も踏まえて考えるならば、牛一は本願寺あるいは教如と何らかのつながりがあり、教如の立場や生き方にある程度の共感を持った人物であったと考えることができるのではないだろうか。そして、そのような関係が成り立つとするならば、教如を正嫡とする『嫡庶問答』を著したことも首肯しうるのである。

それぞれの奥書を信じるならば、「退散記」が慶長十四年（一六〇九）に、その二年後に『嫡庶問答』が著されたということになる。軍記物の作者として著名な牛一が、東西本願寺正嫡に関わる問題を教如存生中の、しかも東西本願寺別立後あまり経たない時期に論じたことは、その後の正嫡論争などを考える上でも重要な意味をもつものと思われる。

以上、本節では正嫡に関する初期の著述として『嫡庶問答』なる一書があること、それが『信長記』などの軍記物作者として著名な太田牛一の手によって著されたことを確認してきた。ここでは初期段階の正嫡に関する著作の存在が『嫡庶問答』であることを指摘するにとどめ、次節でそれ以後、正嫡論争をめぐる著作がどのように展開していったのかを確認したい。

## 第二節 正嫡論争書の展開

先に見たように、慶長十六年（一六一一）に東本願寺および教如を正統・正嫡とする『嫡庶問答』が著されたが、それが出版などされることはなく、見ることができたのも、東本願寺の坊官や学僧といった一部の人々に限られていたものと思われる。なぜなら、『嫡庶問答』を引く、あるいは『嫡庶問答』に言及する書物がほとんどないからである。いずれにせよそうした中で、東西本願寺の正嫡論争が表面化してくる契機となるのが、『本願寺表裏問答』（以下『表裏問答』）の登場である。『表裏問答』は准如およびその血脈を受け継ぐ西本願寺が嫡流であると主張するもので、西本願寺に伝わる古文書類や、聖教類、中国の故事などを引きながら、教如の不義・不孝を列挙するとともに、問答形式で正統性を説くも

のである。

著者は西本願寺派の甫顔和上なる僧侶であった。本書を収録している『真宗全書』の解題によれば、甫顔は本願寺が和泉国貝塚から秀吉の命によって大坂天満に移転した天正十三年（一五八五）頃に剃髪した人物であるとされる。奥書によれば、甫顔の師は似雲齋正専という名で、国に妻子を置いて石山合戦中には三年間大坂本願寺に籠城した人物であるという。大坂退出後も顕如に従い、紀州雑賀などに供奉したようである。石山合戦および東西分立を見聞したであろうことがわかる。この著作は寛永十五年（一六三八）に出版されており、西本願寺門徒らに広く読まれたようである。

『表裏問答』に続いて登場するのは、西本願寺の学僧である知空が寛文六年（一六六六）に著し、宝永二年（一七〇五）に校合を終えた『金鑑記』である。「本書は金鑑の題に於て其意を表示せる如く、東西嫡庶の論に於て、力を尽して表方（西本願寺）の正統を主張せり、以て当時<sup>12</sup>に於ける派内の趨向を察すべきか」とあるように、西本願寺の正統性を主張することを最大の目的として著されたものである。

これに対して、東本願寺を嫡流とする対抗言説が展開されたのが『翻迷集』である。『真宗全書』では、著者について不明であるとした上で、佛敎大学所蔵写本の奥に「行感作」とあることから、真宗木辺派の学匠であった行感の作である可能性を指摘している。そして、その場合には元禄年間（一六八八—一七〇四）の制作であるとしている。『翻迷集』は、教如の事績や継職の事情、さらには東本願寺創立の由来を記した後、次のように主張する。

近比風聞ス。世ニ表裏問答ト云書アリ。専ラ本願寺東西ノ真偽ヲ論ジ、両門跡血脈相承ノ邪正ヲ諍フ。彼書ノ旨趣。新門跡（教如）ヲ誹謗シ。東本願寺ヲ毀滅センコトヲ欲ス。コノコロ。彼表裏問答ヲ開板セシメ。竊ニ諸国ニ下シ。西方ノ坊主分ニ流布シテ。門葉ノ道俗聴聞ノタメニ。此書ヲ読ミ聞カシメ。無智ノ男女ヲ誑惑シ。仏法ノ信不信ニヨリテ。往生ノ得失アルコトハ沙汰セズ。<sup>13</sup>

すなわち、西本願寺および門末において『表裏問答』が流布し、東本願寺の非正統性が語られているというのである。さらに『翻迷集』では、これらは西派（西本願寺）の僧侶のみに渡されたため、東本願寺の者は読むことができなかったが、たまたまある西派の寺院が東本願寺に転派したために、それを手に入れることができたという。それを機に制作されたことが知られるのであるが、『翻迷集』は「一 表裏二。……」という形で『表裏問答』の主張を簡条として挙げ、一々に反駁を加える形式をとっており、『表裏問答』の主張が当時の東本願寺において大きな問題として認識されていたことがうかがえる。なお、この『翻迷集』に先立ち、東派（東本願寺）側からは『東西記』（『東本願寺系図』）なる書が版行されている。『東西記』は著者不明であるが、出版されたのが万治四年（一六六一）であり、『表裏問答』の約二十年後、『金鑑記』よりも前に世に出されたことがわかる。『東西記』は『表裏問答』などの書名は出していないものの、明らかに『表裏問答』への反駁を意図して著されたものであろう。

このように、東西双方からそれぞれの正統性の主張がなされるのであるが、東本願寺の側からは特に『翻迷集』が制作されたと推定されている元禄年間に、次々に東本願寺の由緒や正統性を説く著作が登場する。まず、元禄初期の成立と目される肥後安養寺某の著作『事書』である。さらに、讃岐国真行寺法蔵坊了現が著した『七条鏡』（成立は不詳）が元禄七年（一六九四）には東本願寺の初代講師恵空によって書写されており、恵空自身もさまざまな史料を博搜して、元禄十五年（一七〇二）には『集古雜編』なる書を著しているのである。この恵空の『集古雜編』の特徴は、なんといっても正嫡論争に関わる様々な事績や論点について、典拠を挙げている点である。知空の『金鑑記』も古文書類を多数引用して、その根拠を示しているが、恵空に至っては、『嫡庶問答』『表裏問答』『東西記』『宇野新蔵覚書』『事書』『翻迷集』『金鑑記』などの東西双方の正嫡主張書に加えて、本願寺および諸大名に関する古文書、系図や軍記物、本願寺の伝記類など、諸種の史料をもとにしていることがわかる。

以上、代表的なものだけに限って掲げた。東派『嫡庶問答』が早い段階のものであるが、筆者の考えでは、これは学僧



などの一部の人びとが見たもので、版行されものようにはその内容が知られることはなかった。そのような中で両教団に大きな影響を与えたのは『表裏問答』であったということになる。それは『翻迷集』が『表裏問答』に対抗する形で著され、『表裏問答』の内容に答える形で反論がおこなわれていることから明らかである。そして、西派知空の『金録記』などが出される中で、元禄年間に東派の側でも積極的に正統言説が編まれ、両派の正嫡論争書および、根拠となる史料類などを整理・検討したうえで成立したのが、東派恵空の『集古雜編』であった。

## 第二章 正嫡論争の焦点

### 第一節 『表裏問答』登場の背景

先に東西本願寺の正嫡論争に関する著作の概要および、前後関係を整理した。第二章では、その内の代表的な二つの著作、西派の『表裏問答』と東派の『集古雜編』に着目し、双方の主張の焦点が何であったのかという点について検討を加えたい。

その前に本節では、『表裏問答』が登場することになった背景について確認しておきたい。『表裏問答』は上・中・下の三卷からなる書で、その分量もかなり多い。冒頭部分で著者の甫顔は「本願寺御開山親鸞聖人。当三十余代」。連枝別「東西。論本寺。依之。不信之輩。発法我。慳貪之族。抛少財。一宗依之繁昌。……乍去。遠国之道俗。辺鄙群類。不知其濫觴。叨作逆誘」と述べている。すなわち、諸国の僧俗が東西両本願寺分立の由来を知らぬまま、みだりに五逆の罪を犯し、仏法を誘っている状況があるというのである。そして、その状況を正すために記したのがこの『表裏問答』であるとしている。これを見るに、本書が出版された寛永十五年（一六三八）当時、あるいはそれ以前の段階で、東西両派の僧俗の間で、分立の由来や濫觴が明らかでないままに、双方の正統を主張する争いがあったことが想定できる。

寛永十五年は、東西両本願寺ともに十三代の時代となっており、西本願寺は良如、東本願寺は宣如がそれぞれ住持職に就いていた。ここで、江戸時代初期から『表裏問答』が登場する頃までの両本願寺をめぐる状況を見ておきたい。

豊臣秀吉の命令以降、隠居の立場にあった教如が、徳川家康より烏丸六条に寺地の寄進を受けたのが関ヶ原合戦の二年後、慶長七年（一六〇二）のことであった<sup>14</sup>。これ以前、教如は隠居でありながらも、慶長五年（一六〇〇）には近江大津御坊で移徙法要<sup>15</sup>、翌六年（一六〇一）には大坂天満御坊でも移徙法要を執行する<sup>16</sup>など、すでに各地に自身を支持する僧俗の結集拠点を形成していた。大桑齊氏によると、退隱期の教如が開創した御坊は、大津・天満のほか、難波（撰津）・桑名（伊勢）・伏見（山城）があったという。さらには、関ヶ原合戦以降、慶長六（一六〇一）～九年（一六〇四）にかけて福井（越前）・長浜（近江）・五村（近江）・金沢（加賀）などにも御坊が開かれていったとされる<sup>17</sup>。すなわち、家康の寺地寄進と東本願寺の創立以前から、東西分立の方向性は明確になっており、当然のことながら双方による各地僧俗の自派への取り込みが課題となっていたであろうことは想像に難くない。

その後、慶長十六年（一六一一）には、東西両本願寺でそれぞれに親鸞三百五十回忌法要が勤修されるなど、二つの本願寺という存在が社会に定着していくことになる。そして、この三年後の慶長十九年（一六一四）十月五日、東本願寺創立者であり、十二代の教如が五十七歳でこの世を去った。一方、社会全体を見てみると、元和元年（一六一五）には豊臣氏が滅亡、翌二年（一六一六）には教如を取り立てた徳川家康も没し、幕藩体制による近世国家が整備されていく段階を迎えるのである。そのような中、東西両本願寺の間では、未だ諸国僧俗らの帰属をめぐる問題は継続していた。元和八年（一六二二）には、金蔵寺正賀、西蔵寺法心、西覚寺、延寿寺玄智、金宝寺、慶崇寺、東坊教誓、西宗寺乗教ら御堂衆僧八名が次のような起請文を西本願寺に提出している。

乍<sup>レ</sup>恐申上候、然者奉<sup>レ</sup>対上儀江、違背輩与一味之仕立、毛頭御座有間敷候、殊為<sup>レ</sup>私申合、誓詞連判不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>仕候、就

中御所（准如）様之御家督之儀者、御開山様以来代々御証文、殊ニ先師顕如様以御讓状之旨御相続之儀ニ御座候上者、聊無<sup>三</sup>二心<sup>一</sup>尊崇可<sup>レ</sup>仕覚悟ニ候、随而、信淨院（教如）殿、興正寺（准尊）殿御同前ニ可<sup>レ</sup>仕之処、御代替以後、御本寺之外ニ双テ無<sup>レ</sup>御座ニ儀共、教如様被<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>御沙汰<sup>一</sup>候ニ付而、先年以<sup>三</sup>一条数<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>仰候処、于<sup>レ</sup>今無<sup>レ</sup>其御験<sup>一</sup>、猶以御本寺同前之御様体、中々不<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>御本意<sup>一</sup>儀ニ御座候、此上者、信淨院殿へ御見舞等一切不通可<sup>レ</sup>仕候、右之趣、門徒衆へも具<sup>三</sup>二可<sup>一</sup>申聞候、御堂の御番等ニ付而も、当御所様之御儀、如何様とも御意を守可<sup>レ</sup>致<sup>三</sup>御奉公<sup>一</sup>心底ニ候、万事仏法ニ無<sup>レ</sup>御難<sup>一</sup>候様ニ嗜可<sup>レ</sup>申候、若々此旨偽申候ハ、忝モ如来上人様之可<sup>レ</sup>蒙<sup>三</sup>御罰<sup>一</sup>者也、仍誓紙如<sup>レ</sup>件、

元和八年

六月十七日

金藏寺正賀（花押）  
西蔵寺法心（花押）  
西覚寺善□（花押）  
延寿寺玄智（花押）  
金宝寺（花押）  
慶崇寺了□（花押）  
東坊教誓（花押）  
西宗寺乗教（花押）<sup>19)</sup>

これは教如没後に出示されたものであるが、その時期においても帰属をめぐる問題が確かにあったことを示す史料である。こうした事柄は教如退隠後間もない文禄四年（一五九五）頃にも見られる。龍谷大学図書館蔵の「文禄書札案」なる巻子は、一家衆や家臣などが准如を正嫡として尊崇し、教如方に入りをしない旨を誓った誓詞を集めたものであり、教如の生前から没後に至るまで、課題としてあり続けたことがわかるのである。

こうした中、寛永七年（一六三〇）に西本願寺十二代の准如がこの世を去り、当時十九歳であった良如が西本願寺十三代を継職した。この時、教如の後を継いだ東本願寺第十三代は二十七歳で、寛永十一年（一六三四）には三代將軍徳川家光の上洛に際し、東西いづれが先に家光に謁見するかをめぐっての争いも起こっている。以上に見てきたような状況の中で、西本願寺正嫡説を掲げる『表裏問答』が寛永十五年（一六三八）に版行されたのである。

## 第二節 『表裏問答』の構造と論点

では、ここから『表裏問答』の内容に移りたい。まず巻上の内容を検討する。

### 〔巻上〕

#### ○父母の意志および讓状

本文の冒頭で甫顔は「ソレ本願寺聖人（親鸞大師）ヨリ。十余代ニアタリ。准如上人三男トシテ。御本廟ノ別当職ニタチタマフニツキテ。国々ノ坊主。在々ノ門徒。ソノウタカヒヲサシハサミ。自己ノハカライにト、マ」という状況が語られる。これはまさに、本章第一節で確認してきた状況と符合しよう。甫顔は神代の天孫降臨説話を引き、瓊瓊杵尊や彦火々出見尊（神武天皇）などが長男ではなかったにもかかわらず、この国の主となったことを示す。そしてそれは父母の意志に従ってなされたことであるとの理解が提示されている。つまり、ここで『表裏問答』は准如が父母の意志によって本願寺の住持職を譲られたことに正統性を見出しているのである。そして「順孝之子」である准如に対して、顕如存生の内より御影などの法物授与を行っていた教如を「御開山以来ノ法度ヲヌス」んだ不孝・不義の者であるとする。

#### ○教如・東派の三過七難

続いて『表裏問答』は、教如およびその教団について、「三過七難」があるとして批判を展開する。三過とは①不孝ノ同罪、②五逆謗法ノ同罪、③八邪ノ過であるという。①の不孝については顕如の生前と没後の二つが挙げられる。生前の

不孝とは、天正八年（一五八〇）の勅命講和に際し、それを受諾した父顕如に反対して大坂拘様（籠城）を執行したことである。そして没後の不孝とは、大坂拘様に協力して顕如から勘気を蒙っていた家臣や僧侶を、一転して重用するようになったことである。さらに『表裏問答』は、中国の故事などを多数引用して不孝の罪の重さを強調している。

次が②五逆謗法同罪であるが、これについては①不孝同罪ほど、紙幅を割いてはいない。「父ヲウラミ母ヲカコチタマヒ。再ヒ父母ノ遺言ヲクツガヘサント思メスコト」が五逆に等しいとした上で、「御前住（顕如）ノ血脈相承ノ善知識（准如）ヲ悪口シ。御開山ノ御座所ヲ蔑如ス」とする。

そして③八邪であるが、邪見、邪思惟、邪語、邪業、邪精進、邪定、邪念、邪食の八つであるとするが、具体的にいかなる行為であるのかということは示されない。

続いて七難である。七難は①悲母為盜難、②王命違背難、③先言違背難、④相承違背難、⑤法度破滅難、⑥真影蔑如難、⑦必墮獄相難の七つが挙げられる。

①は「御讓状ハ全ク父ノ遊ハサレタル儀ニアラス。母ノ謀書ナリト。日本国中へ御披露ナサル、事。是阿闍世ノ我母是賊トイ、シニヲトラズ」とあるように、顕如讓状を母如春尼の企てによる謀書であるとしたことを指しており、この行為も不孝であるとされる。

特に特徴的なのが②の王命違背であり、「ステニ父ノ讓状。明鏡之間。雖<sub>レ</sub>為三男。殿下得<sub>レ</sub>叡慮。被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>付光昭（准如）者也ト。両大相国（豊臣秀吉・秀次）ノ御添文アリテ。御奉行五人。勅使ノ御供トシテ。相定ラレシ御代ヲ再ヒ覆シタマハント」<sup>23</sup>したことであるという。すなわち、朝廷および秀吉・秀次ら天下人の命があつたにも関わらず、それを後になつて覆したことが罪であるというのである。それ以後の四つであるが、まず③から⑤はほぼ同じ内容である。いずれも、つながってくる問題で、一旦決定した准如への譲りを覆したことが罪であるとされる。そして、⑥真影蔑如については、西本願寺こそが親鸞真影を安置する本廟であるにも関わらず、「祖師ノ御本所」たる西本願寺を蔑ろにし、「自建立」

の東本願寺を「本所」と仰ぐことが罪であるというのである。⑦は①から⑥の罪を踏まえて、必ず地獄に墮する相であるとする。

○問答

以上のように准如正嫡と教如非正嫡の説が述べられた後には、問答が展開する。問者は東派を正嫡と認識している人物という設定で進められるのであるが、まずは問いとして、西本願寺において本尊の光背の形を円光にしていること、天蓋を釣り、両堂の柱を全て丸柱にし、勤行の法式なども、浄土や禅などの他宗派に通じる形になっていることへの疑問が呈され、それに対して教如方では従来の作法・勤式を守っているというのである。これに対して、答者からはいずれも問題はないという形での返答がなされている。続いて、問者からは、「親兄ノ礼儀オロソカナラザレ」<sup>24</sup>として、兄をさしおく行為への批判がなされる。それを受けて答者は、親の許可もなままに勝手に自ら継職したもので、やはり讓状と父母の意志を受けた准如こそが正し家督であると反駁する。そして、この問答をもって卷上は閉じられるのである。

〔巻中〕

では続いて、巻中を見ていきたい。

○相承

巻中の初めは東派が「御開山聖人ノ御本廟。三百五十年ノミナモトヲステ。其ノ流れノ滴ヲクミナカラ。ミナカミハタヘヨカナ。其ノ御身影ヲホロホサント憤」<sup>25</sup> っているとして批判し、教如の相承はあくまで文禄元年（一五九二）よりの約一年のことであり、それ以後は無関係であるとする。そして東派が正統性の根拠の一つとしている「総領次第相承」<sup>26</sup> は成り立たないとする。

○問答

卷中では、続いて問答が始まる。問者は顕如生前に、教如と顕如が父子ともに「牛角」であったこと、そして顕如没後の継職ののち、母の如春尼が「公義（秀吉）ヲモツテ。教如上人ヲオシコミタマ」い、一院家であった准如を家督にしたことを批判する。そして准如は正統な相承の家督ではなく、秀吉によって立てられた「善知識」であると問いかける。<sup>27</sup>

答者はこれに対し、如春尼は教如が長じて後も継ぎがないことを心配し、准如を養子とするように進言したが、受け入れられず、さらに顕如没後にも長子である教如の立場をおもんばかって、自ら落飾して本坊を教如に譲ったものであるとする。

続いて問答は讓状の真偽に移っていく。問者が讓状の偽作説を持ち出すと、答者は第一に如春尼は慈悲深く、教如を思っていたのであり、秀吉よりの命令も如春尼の訴訟を受けてのものではないとする。そして、諸公家や門跡も讓状を顕如真筆であると認めたことなどを示し、讓状の真作を主張している。問答はさらに続き、答者は関ヶ原前後における教如と家康の関係についても、教如による策謀であったと説き、重ねて大坂拘様の不当性を論じているのである。

以上の巻中では、その大部分を問答が占めている。そこでくりかえし主張されるのは、讓状の存在、如春尼の慈悲、それらに対して不義・不孝を教如が重ねたという論理である。

〔巻下〕

最後の巻下は、冒頭より「問曰」として、問答から始まっていく。問者の最初の疑問は、准如を家督と考えていたならば、なぜ生前の顕如が准如を末座に座らせていたのかというものである。答者はここで再び、家督につかないうちは、当然のことであるとした上で、顕如は生前、教如に譲るかどうかを悩みながら、結論を出せぬままに亡くなってしまったという。しかし教如が「ヨシナキ逆公事」<sup>28</sup>を企てたため、家督ではなくなったと主張している。

そして、論点は慶長八年（一六〇三）、東本願寺の草創にあたって、幕府の支援を受けて上野厩橋の妙安寺から迎えた、

親鸞木像の話に移っていく。准如が先にこの木像の存在に気づき、使者を遣わして実見させたところ、戦国乱世の争乱の中で、面貌がないほどの傷みがある木像であったとする。そして、迎えた教如はその像を他者に拝礼させず、西本願寺の木像を模して新たに像を制作させたものであると批判している。

その後、話は再び石山合戦および大坂拘様へと展開する。顕如は法流を守るために大坂を退出したにも関わらず、教如は籠城して法流断絶の危機を招いたのであり、不孝者であるとする。さらに、顕如の判断によって本廟が存続し、それゆえにこそ、教如を取り持ちした者たちも今に存えているとするのである。ここからは東本願寺および、東派の僧俗たちにも批判が向けられ、最後は東本願寺寺地寄進の問題と、將軍となった家康との対面の順番争いについても、教如側に非があったことを指摘する。

以上、細かい点は多々あるが、主要な論点に着目してきた。そこから見えてきたことをまとめると次のようになろう。まず、正嫡論争の当時における焦点は、第一に讓状によるか、惣領相承によるか、という点であった。そして、第二に、如春尼の評価である。東派が教如隠退をめぐる一連の流れを如春尼の計略とするのに対して、西派は如春尼はあくまで「慈母」であり、これを蔑ろにしたのが教如の「不孝」であるとしている。そして第三は、公儀＝秀吉の判断をめぐる問題であり、当然東派はこれを不当であるとし、西派は正当であるとして真つ向から対立している。そして第四は、親鸞木像（御影）の問題である。代々受け継がれてきた木像の御座所こそが本願寺であるとする西派に対して、東派は妙安寺から迎えた木像の由緒正しきことを主張している。中でも、西派においては、教如の両親に対する不義・不孝という論理が最も大きな位置を占めていることがわかる。

### 第三節 『集古雜編』の構造と論点

先に見た『表裏問答』が西派における正嫡論争の初期の著作であるが、それ以後、西派では『金鑑記』などが制作され



門下の道俗に流布することになる。そして東派では『翻迷集』が出されるなど、論争が展開していくのであるが、西派の『表裏問答』『金鑑記』への対抗言説として、東派の諸史料も踏まえた形で、東本願寺正嫡の論理を整備したのが、前述の恵空著『集古雜編』である。この書の構造と論点を見ることで、西派の正嫡主張に対する東派の受け止め方や、東派の自己認識などを把握することができると考える。ゆえに、本節では『集古雜編』の構造と論点を検討してみたい。

その前に著者の恵空について略歴を確認しておく。恵空(寛永二十一年＝一六四四～享保六年)は江戸時代前期から中期を生きた東本願寺の学僧である。本願寺八代蓮如の門弟であった慶聞坊龍玄(文安二年＝一四四五～永正十七年＝一五二〇)を開基とする近江国金森善立寺に生まれた恵空は、東本願寺学僧の京都誓源寺円智より宗学を学び、寛文十年(一六七〇)より本山に出仕するようになった。延宝八年(一六八〇)に、京都の西福寺に入寺し、その後、正徳五年(一七一五)には東本願寺学寮の初代講師に任じられ、多数の学僧を育成した。宗学に関する著作を多数著したほか、東本願寺の歴史にも深い関心を持ち、歴史家ともいえるべき側面もあわせもった人物である。<sup>29</sup> そのような恵空が元禄十五年(一七〇二)五十九歳にして著したのが『集古雜編』である。『表裏問答』の版行から六十年余を経て制作されたものということになる。

『集古雜編』は、すでに述べたように『表裏問答』『金鑑記』をはじめとする、東西正嫡論争書はもとより、古文書や史書などを博搜し、それら出典を逐一示しながら論を展開している点に特徴がある。知空の『金鑑記』は寛文六年(一六六六)の制作で、宝永二年(一七〇五)に校合を終えたことを先に確認したが、『集古雜編』では『金鑑記』の論なども批判していることから、『金鑑記』は校合終了以前にすでに流布していたことになり、『金鑑記』『集古雜編』は知空と恵空という、それぞれ東西両本願寺を代表する学僧が、自派の正統的な歴史像を構築した作品でもある。

以上のような前提を確認した上で、内容の検討に移りたい。『表裏問答』は巻上・中・下を通じて、綱文などは一切ない。それに対して、『集古雜編』は「……事」として、綱文を立て、冒頭に目録として掲載している(ただし本文中では

目録とは異なる表現がなされている箇所もある。次に綱文の一覧を掲げる（なお便宜上、各綱文に番号を付した）。

〔卷上〕

- ① 大坂御坊建立之事附信長公意趣之事
- ② 信長公敗軍京都へ引退ル、事
- ③ 諸方之門下蜂起スル事
- ④ 武田信玄扱状之事
- ⑤ 尾州長島没落之事
- ⑥ 越前国蜂起之事
- ⑦ 摂州木津軍信長敗軍之事
- ⑧ 大坂兵糧之事
- ⑨ 紀州取起事附貝塚ノ軍ノ事
- ⑩ 松永海老名取出テ討果ル事
- ⑪ 信長大坂之通路ヲ塞ル、事
- ⑫ 大坂和睦ノ扱相調タル事
- ⑬ 両門主御覚悟不<sub>レ</sub>同事
- ⑭ 新門主大坂御退出之事
- ⑮ 前後扱之次第并信長互ニ礼儀之事
- ⑯ 扱一和之儀新門主御心ニ不<sub>レ</sub>叶事

- ⑰ 佐久間行末之事
- ⑱ 両門主御不和之事
- ⑲ 両門主所々御移住并洛陽御安座之事
- 〔卷下〕
- ⑳ 京七条草創并顕如上人御遷化之事
- ㉑ 太閤御追悼アル事并教如上人継目之事
- ㉒ 母公惡詔企給フ之事
- ㉓ 御兄弟御居替り遊ル、子細之事
- ㉔ 讓状虚実人々評判之事
- ㉕ 御裏御堂繁昌之事
- ㉖ 母公御逝去之事
- ㉗ 母公被<sub>レ</sub>退<sub>二</sub>御家嫡<sub>一</sub>子細之事
- ㉘ 落首之事
- ㉙ 教如上人公儀御勤之事
- ㉚ 東ノ寺内御拝領并御開山御肖像之事
- ㉛ 御墳所ノ事付新屋敷追加之事
- ㉜ 諸国門徒東西帰属之事
- ㉝ 古老物語条々之事

卷上が十九、卷下が十四の項目から成っている。内容を一覽してもわかるように、卷上は織田信長との石山合戦期を主題とするもので、いわば「大坂記」とも呼べる。卷下は冒頭に「洛陽記」とあるとおり、顕如・教如父子が京都へ戻って以降の時代が主題となっている。①では、石山合戦勃発に至った経緯について述べられるが、『表裏問答』『事書』『細川記』『明智記』などの諸種の史料を典拠に歴史叙述と考察がなされていく。例えば次のごとくである。

或記ニ云（事書四卷ニアリ）信長卿摂州出軍ノ時宣ケルハ。大坂ハ長袖ノ義ナレハ。先野田福島ニ押寄セ。三好笑岸・細川六郎等ヲ攻ツブシ。其後大坂へ取掛ラルヘキノ内談依有之。信長卿ノ下々ニモ。御門下余多候ヒシカ。一大事ナリト心得テ。御山へ急ヲ告ル事敷並なり。コハイカナラント悲ミ合ウル処ニ。信長卿ノ軍勢。程ナク大坂へ押寄スルヨシ。四方ニ其ノ隠レナケレハ。天満・大坂近里近郷。雑賀・貝塚ノ御門下。此由ヲ聞テ。法滅ニナリナン事ヲ歎キ。我前ニトカケ集リ。御山ヲ守護シ奉ントテ。既ニ籠城ト成テ禦戦フト。已上。明智記四二云。自今一向宗ヲ断絶スヘシト被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>ケリ。<sup>30</sup>

ここでは『事書』と『明智記』を典拠に、石山合戦が起こった原因について述べられている。『表裏問答』でも、典拠を示し、論の補強を行うことはなされているが、このように、複数の史料を挙げて、典拠を示しつつ考察のような形で論を展開するまでのことはしていない。これも『集古雑編』の特徴であり、西本願寺への対抗言説を構築するにあたって、恵空が周到に論理の整理をしていることが読み取れる。

卷上の大部分は、こうした史料に基づく石山合戦史の叙述であるが、所々に恵空独自の解釈や恵空が強調しようとしたと思われる点も見受けられる。たとえば、①「信長大坂之通路ヲ塞ル、事」の最後では、「御籠城ノ中モ。総テ寺役法事御懈怠ナシ。諸国聞（門カ）番ノ人々モ不断。本尊申物ノ御筆モ。常ニ替ル事ナシ。今ニ所々ニ有<sub>レ</sub>之。隠密參詣ノ

門侶。更ニ止ム事ナカリキ<sup>31</sup>とある。これは、他の史料などには見られない叙述であり、石山合戦中の法事や法物授与が常と変わらず行われていたということを示して、石山合戦が単なる武家権門と寺家権門の権力闘争などではなく、護法のためのやむなき戦いであったと位置づけようとしているのではないだろうか。それと同時に、後の教如による勅命講和の拒否と大坂拘様（籠城）の正当性へとつながる布石ともなっていると見ることができよう。

こうした恵空の論理は、明らかに『表裏問答』や『金鑑記』の言説を意識して、それに対抗することを目的として組み立てられている。⑫「大坂和睦ノ扱相調タル事」では、『金鑑記』が一旦起請文を捧げたにも関わらず勅命講和受諾を破棄した教如の行動を批判しているのに対抗して次のように述べる。

金鑑記ニハ。右（本願寺三家老連署起請文）ノ上ニ又教如上人。別ニ一紙ノ起請ヲ調ヘ給ヘリト。即其文言ヲ載セタリ。此事又恠シ。住持家臣一同一紙ノ上ニ。何ノ恠ム所有テカ。新門主ノ別紙ヲ取ルニ及バンヤ。信長子息ノ別紙モ無シヤ。但シ一和ノ事。新門御一人ハ。初ヨリ同心ナカリシニ。押シテ家臣等一紙ヲ調進セリト見ヘタリ。其旨淨喜寺ヘ遣サレタル御書ニ見ヘタリ。其文ニ云。雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>予家督<sub>一</sub>。其以前不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>一往之御届<sub>一</sub>。等ト（具ニ下ニ出ス）サレハ心中御納得難<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>。既ニ事済シカハ其通りニテ坐スナルヘシ。又押シテ誓詞ヲ書シムル時ハ。雖<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>心コレヲ書ク事。古今例ナキニ非ス。<sup>32</sup>

恵空は三家老ら以外に、教如からも起請文をとったことが怪しいとした上で、書いたとするならば、状況的に書かざるをえない中で無理に書いたものであるとの見解を示している。そして、その根拠として豊前国の淨喜寺に宛てたという書状の一部を引用し、家督であるにも関わらず、何の相談もいままに講和受諾が決められていたと教如が述べていることを根拠に、たとえ誓詞を書いたことが事実であるとしても、心中は納得していなかったとの解釈をしている。これらのこ

とから、西派側の批判点の一つが、教如の大坂拘様にあったことも見えてくる。このことは大きな論点であったようで、①⑥「扱一和之儀新門主御心ニ不<sub>レ</sub>叶事」では、『表裏問答』などが大坂拘様をした教如について「父命・王命ヲ背」いた者であるとする理解に対し、信長が約束を破ってきた事例を挙げて、「然ハ今新門ノ御思案。尤深キ理リ也。……サレハ私ヲ恣ニスルニ非ス。父命・王命ヲ敬ヒ慎ミ。法命ヲ守ンカ為」に拘様を行ったとして、教如に理があったことを強調している。<sup>33</sup>

そして、卷上は最後の⑱「両門主御不和之事」、⑲「両門主所々御移住并洛陽御安座之事」へと続いていく。この箇所は大坂拘様を契機とした顕如による教如の義絶から、信長没後の父子仲直り、そして京都への移転までを記した部分になる。先に『表裏問答』などでも見たように、西派にとって東派批判の重要論点であったのが父子の不和問題である。これについて、軍記類なども引用しつつ、東派の『七条鏡』などが主張するところの、父子の不和は信長に対する見せかけのものであるとする、父子密計説の可能性を示唆している。そして、『金鑑記』などが、教如が赦免を求めた際、家老の間頼廉や母如春尼の取り成しがあつたことを否定するのである。そして、恵空はもう一つ教如正嫡説の補強材料として、父子仲直りより以後、「顕如上人ノ仰トシテ。本尊ノ裏書・十字等ノ名号・御文ノ御判等ノ住持役ヲ遊サレキ」として、新門主の立場にありながらも、父顕如の命を受けて本願寺住持の権限である法物授与などを行っていたことを挙げて卷上を結んでいる。

続く卷下「洛陽記」は京都に移転して以降に話が進んでいく。ここでは、まず文禄元年（一五九二）の顕如遷化にあたり、その葬送を司り、母如春尼に剃刀をあて、法名を授与したのが教如であったということを強調する。さらに顕如没後の間もない時期に豊臣秀吉から本願寺第十二代継職を認められた書状などを引用し、当初は教如の継職が間違いなく内外に認められたものであつたことを述べている。

そして⑳「母公悪詔詔企給フ之事」へと続いていく。この箇所では、教如の隠退を秀吉が命じたのは、如春尼であつた

こと、そして、讓状を准如の小姓であった手塚彦次郎という人物に偽作させたという、東派が主張の柱とする逸話が記される。<sup>35</sup> さらに、ここでは如春尼が秀吉を動かすために、秀吉寵愛の淀殿・松殿・加賀殿らを頼ったとするほか、下間氏の後室である那伽という女性と密談して、讓状偽作を企て、彦次郎はその功績をもって八木隼人と名乗らせたということや、那伽の子息下間少弐（頼賑）を准如の家老に取り立てたことまで述べている。これらの実否は当然のことながら不明であるが、具体的な個人名を出すことによって、如春尼計略説の信憑性を高めようと意図していることがわかる。この箇所には恵空はかなりの紙幅を割いており、両本願寺にとって讓状の真贋問題が相当大きな影響力をもつものであったことをうかがえる。加えて、恵空は退隱の事実を示すとされる諸種の文書の、様式や文言などにも言及し、その不自然さを指摘するなどして論理武装をおこなっているのである。

⑳ 「御兄弟御居替り遊ル、子細之事」では、隱退を余儀なくされた教如のいわゆる「裏ノ御座」（隱居所）での様子と、新たに本願寺十二代となった准如への批判が展開される。<sup>36</sup> ここでの恵空の主張の一つは、准如が継職するまで「如」号を名乗っておらず、みずから「如」号を名乗ったという点である。そして、これ以降の部分では、教如を慕い隱退している教如のもとに多くの諸国僧俗が参詣したことなどを述べている。

そして再び如春尼計略説を検証する㉑ 「母公被<sub>レ</sub>退<sub>ニ</sub>御家嫡<sub>ニ</sub>子細之事」に進む。「表裏問答」などが主張する「母儀ノ御心ハ兄弟偏頗ナシ。タ、遺書ヲ守リ任<sub>ニ</sub>寺法<sub>一</sub>」。先師ノ本意ヲ達スル所也」という文言を引いた上で、反論として顕如が讓状を書きながら、生前に隠し置き、没後にその存在が明らかになったことへの不審を提示し、如春尼の計略によるものであると重ねて論じている。そして、『金鑑記』『表裏問答』が双方ともに主張する大坂拘様を選択し、勅命講和を拒否した禁裏および信長への敵対の罪と、父母に対する不孝の罪について、それならばなぜ朝廷は教如を罰せず、顕如も仲直り以降は教如を罰しなかったのかと反問するのである。

続いて話題は徳川家康と教如の信頼関係、そして東本願寺創立へと向かっていく。㉒ 「教如上人公儀御勤之事」は、東

本願寺草創の頃より幕末まで東本願寺のよりどころとなった逸話である。関ヶ原合戦に際し家康を一貫して支持し、上杉景勝を征伐に向かった家康の陣中見舞いという行動をとることで、なお一層家康の信頼を得て、合戦後に烏丸六条に寺地寄進を受けて東本願寺を創立したという話である。これは、公儀たる徳川幕府に公認された東本願寺であるという主張であり、幕藩体制下における東本願寺の優位を示すためには非常に効果的であったと思われる。

もう一点、『表裏問答』などとの対抗関係の中で、恵空が論じなければならない問題があった。それは親鸞木像のことである。『表裏問答』の検討でも触れたように、西派の言説では上野厩橋の妙安寺から東本願寺が迎えた親鸞木像は、面貌がわからないほど朽ち果てていたとしていた。これに対して、恵空はそれが朽ちてなどいないことを論じるとともに、「毀謗破滅ハ末法ノ習ヒナレトモ。是ハ開山ノ御像也。彼カ為ニモ祖師ナリ。」<sup>37</sup>としてかなり強い口調で非難している。この後、<sup>31</sup>御墳所ノ事付新屋敷追加之事、<sup>32</sup>諸国門徒東西帰属之事、<sup>33</sup>古老物語条々之事と続くが、これらは付論的な要素の強いものであり、およそここまで見てきた部分が、東西正嫡論争に関する恵空の論の骨子である。

以上『集古雜編』における恵空の主張を見てきた。『集古雜編』は綱文を付すなどして、かなり整理された内容をもつものであることがわかった。『表裏問答』が綱文を立てず、長文でさまざまなことを論じているのはまったく違う形式であるといえる。そして、『集古雜編』は西派の言説に対抗するために、相当な数の書物や古文書など、いわゆる史料をもつて一々に典拠を示しながら論を立てている点の特徴である。ここに恵空の周到な狙いをうかがうことができるのではないだろうか。また、『表裏問答』と『集古雜編』を対照すると、正嫡論争の根幹をなしている問題が見えてきたように思う。すなわち教如の不孝問題、そして讓状問題、如春尼の計略問題、徳川家康による東本願寺取り立て問題などがそれである。



おわりに

最後に、本論を通じて明らかになったことを簡潔にまとめておきたい。第一には、正嫡論の古い書として太田牛一の『嫡庶問答』が存在していたことである。これは版行されたものではなく、後の正嫡論争に直接影響を与えたとはいえないが、恵空など東派側の正嫡論の根拠史料となったことは間違いなく、その意味で正嫡論争が展開していく基盤となったものであり、重要な意義を持つものであるといえよう。

そして第二に、東西正嫡をめぐる論争が激しくなってきたきっかけは、『表裏問答』の出版にあったことである。この『表裏問答』以降、双方で著作が生み出され、論争が展開していくことになった。

第三には、正嫡論争の背景に、諸国僧俗の帰属問題があったことである。西本願寺関連史料に見られる、東本願寺に加担しない旨を誓う起請文の存在が、そのことを物語っている。起請文を取るという行為は、対象者に自身への臣従などを誓約させるためになされる。つまり誓約をさせなければ、ともすれば裏切られるという懸念があったことを意味しているのである。そうしたことからすれば、帰属先を主体的に選ぶとした諸国僧俗の動向に突き動かされるようにして起こってきた問題であるといえよう。

以上のように本論文では、大きく三つの事柄が見えてきた。このことは果たして歴史学的にどのような意味をもつであろうか。正嫡論争の論理は、正統性を主張することを目的とするため、当然のことながら、バイアスがかかっており、ここに記述された内容をすべて事実であるとして扱うことはできない。その一方で、東西両本願寺の人々が自分たちの「歴史」を構築していった過程を読み取ることで重要な素材でもある。双方が相手の主張を見聞し、それに対する対抗言説を生み出すことによって、東西両本願寺の近世における歴史認識が形成されていったということにおいて、正嫡論争がもつ意義は大きいものであったといえよう。

なお今回は、『表裏問答』と『集古雜編』の比較検討のみにとどまっているが、『金鑑記』をはじめとするその他の正嫡論争書の比較検討も行う必要がある。それらについては今後の課題としたい。

- 1 いずれも『真宗全書』五十六(藏経書院、一九一六年)に収載されている。近年、大系真宗史料刊行会編『大系真宗史料 文書記録編14 東西分派』(法藏館、二〇一六年)にも収録されているが、本論文では、『真宗全書』を底本として用いる。
- 2 西本願寺蔵。讓状について『改訂増補本願寺史』第一卷、六二三〜六二四頁(本願寺出版社、二〇一〇年)などでは、頭如の大病と島津征伐中の秀吉を教如が陣中見舞いに行ったことが関係しているとするが、具体的な制作理由は明確には示されていない。
- 3 金龍静「頭如讓状考」(稲葉伸道編『中世寺社と国家・地域・史料』法藏館、二〇一七年)。
- 4 上場顕雄「本願寺頭如「讓状」と筆跡・花押―偽文書考―」(『同朋大学仏教文化研究所紀要』三七号、二〇一七年)。
- 5 塩谷菊美「真宗寺院由緒書と親鸞伝」(法藏館、二〇〇四年)。
- 6 青木馨「本願寺教団展開の基礎的研究―戦国期から近世へ」(法藏館、二〇一八年)。
- 7 大谷大学博物館蔵。なお『国書総目録』では大谷大学蔵本のみが挙げられている。
- 8 『嫡庶問答』については、『真宗全書 第五十六卷』(藏経書院、一九一六年)所収の『集古雜編』解題に、「大派側の嫡庶問答(著者未詳)」とされているように、著者が誰であるのかも含めて、研究がなされてこなかった。
- 9 大谷大学博物館蔵。この史料についてはすでに大系真宗史料刊行会編『大系真宗史料 文書記録編14 東西分派』(法藏館、二〇一六年)に翻刻・採録されている。
- 10 本奥書については、写真および釈文・現代語訳などが金子拓氏によって紹介されている。金子拓『織田信長という歴史』『信長記』の彼方へ』一六〜一八頁(勉誠出版、二〇〇九年)。
- 11 金子拓『織田信長という歴史』『信長記』の彼方へ』六七〜七二頁(勉誠出版、二〇〇九年)。
- 12 『真宗全書 第五十六卷』三頁(藏経書院、一九一六年)。
- 13 『翻迷集』(『真宗全書』五十六、藏教書院、一九一六年)。
- 14 『宇野新蔵覚書』(『統真宗大系』六十、真宗典籍刊行会、一九三九年)。
- 15 『御堂日記』慶長五年六月二十七日条(真宗本廟造営史資料室編『真宗本廟造営史―本願を受け継ぐ人々』六〇八頁、東本願寺出

- 版、二〇一一年)。
- 16 『御堂日記』慶長六年霜月十日条(真宗本願造宮史資料室編『真宗本願造宮史―本願を受け継ぐ人々』六一〇頁、東本願寺出版、二〇一一年)。
- 17 大桑斎『本願寺教如教団形成史論』九〇〜九二頁(法藏館、二〇二〇年)。
- 18 『御堂日記』『紫雲殿由縁記』など。
- 19 元和八年六月十七日付 西宗寺乗教等連署起請文(『別本 本願寺文書』二、『大日本史料』第十二編之五十一、四四五〜四四六頁)。
- 20 『徳川実紀』(『新訂増補国史大系』)。
- 21 『表裏問答』(『真宗全書』五十六、九八頁、藏教書院、一九一六年)。
- 22 『表裏問答』(『真宗全書』五十六、一〇〇頁、藏教書院、一九一六年)。
- 23 『表裏問答』(『真宗全書』五十六、一〇二頁、藏教書院、一九一六年)。
- 24 『表裏問答』(『真宗全書』五十六、一二二頁、藏教書院、一九一六年)。
- 25 『表裏問答』(『真宗全書』五十六、一五五頁、藏教書院、一九一六年)。
- 26 『表裏問答』(『真宗全書』五十六、一五五頁、藏教書院、一九一六年)。
- 27 『表裏問答』(『真宗全書』五十六、一六六〜一七七頁、藏教書院、一九一六年)。
- 28 『表裏問答』(『真宗全書』五十六、一四二頁、藏教書院、一九一六年)。
- 29 柏原祐泉他監修『真宗人名辞典』(法藏館、一九九九年)。「解題」(『真宗史料集成 再版』第八卷、同朋舎メディアプラン、二〇〇二年)。
- 30 『集古雑編』(『真宗全書』五十六、三二一頁、藏教書院、一九一六年)。
- 31 『集古雑編』(『真宗全書』五十六、三三七頁、藏教書院、一九一六年)。
- 32 『集古雑編』(『真宗全書』五十六、三三七〜三三八頁、藏教書院、一九一六年)。
- 33 『集古雑編』(『真宗全書』五十六、三四三頁、藏教書院、一九一六年)。
- 34 『集古雑編』(『真宗全書』五十六、三四四〜三四六頁、藏教書院、一九一六年)。
- 35 『集古雑編』(『真宗全書』五十六、三五〇〜三五四頁、藏教書院、一九一六年)。

- 36 『集古雜編』（真宗全書）五十六、三五四～三五六頁、藏教書院、一九一六年）。
- 37 『集古雜編』（真宗全書）五十六、三六六、藏教書院、一九一六年）。

\*本研究は二〇二〇年度一般研究・予備研究（川端班）の研究成果である。